

山梨市学生居住応援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新たに本市に転入した学生の就学を応援し、地域社会の活性化及び市勢の伸展を図るため、民間賃貸住宅等に入居している学生に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、山梨市補助金等交付規則(平成 17 年山梨市規則第 43 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 帝京福祉専門学校又は帝京学園短期大学に在学している者をいう。
- (2) 民間賃貸住宅等 市内に所在する賃貸住宅(市営住宅等の公営住宅及び社宅、官舎等の給与住宅を除く。)、学生寮及び下宿をいう。
- (3) 家賃等 賃貸借契約に定められた賃借料、寮費及び下宿費(管理費、共益費、駐車場使用料、入寮費及び保証金を除く。)をいう。
- (4) 共同居住 同一の住居において複数の者が共同で生活する形態のもので、共同賃貸借契約又は同一住居での住民登録を行っている場合を含むものをいう。

(対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に転入した学生であること。
- (2) 民間賃貸住宅等に入居し、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、6 月以上継続して当該住所地を生活の本拠とする者であること。
- (3) 交付申請をする年度の末日において、30 歳未満であること。
- (4) 家賃等の滞納がないこと。
- (5) 生活保護その他の民間賃貸住宅等への入居に係る公的給付を受けていないこと。
- (6) 対象者及び対象者と同一の世帯に属する者が山梨市暴力団排除条例(平成 26 年条例第 26 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でない者又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していない者であること。

(7) 第5条に規定する地方創生活動を行っている、又は行う意思があること。

- 2 前項の規定にかかわらず、2親等以内の親族が所有する民間賃借住宅等に居住している場合は、補助金を交付しないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、家賃等の3月分相当額とし、年額6万円を上限とする。

- 2 対象者が共同居住を行っている場合は、対象者自身が現に支払っている額を家賃等総額とし、年額6万円を上限とする。

- 3 前2項の規定により算出して得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(地方創生活動の実施)

第5条 対象者は、当該年度中に市内において、次の各号のいずれかに1回以上参加しなければならない。

(1) 地域活性化を目的としたボランティア活動

(2) 市政に関する対話会等

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める日までに、山梨市学生居住応援補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、山梨市学生居住応援補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付することができる。

- 3 補助金の交付決定を受けることができる回数の上限は、2回とする。ただし、第1項の補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)が、次年度以降引き続き補助金の交付を受けようとする場合は、毎年4月1日を申請基準日とする。

(交付申請の取下げ)

第8条 交付決定者が、補助金の交付の申請を取り下げるときは、山梨市学生居住応援補助金交付申請取下げ届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(交付申請の変更等)

第 9 条 交付決定者は、その申請の内容に変更が生じたときは、速やかに山梨市学生居住応援補助金交付申請事項変更（中止）承認申請書（様式第 4 号）に、第 6 条規定する書類のうち当該変更に係る書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出を受けたときは、承認の可否を決定し、山梨市学生居住応援補助金交付申請事項変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第 5 号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求及び交付)

第 10 条 交付決定者は、山梨市学生居住応援補助金実績報告書兼請求書(様式第 6 号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の実績報告書兼請求書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、山梨市学生居住応援補助金確定通知書（様式第 7 号）により交付決定者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第 11 条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の一部若しくは全部を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) 偽り又はその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第 3 条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付決定者にやむを得ない特別の事由があると市長が認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

- 3 市長は、第 1 項に規定する補助金の交付決定を取り消したときは、山梨市学生居住応援補助金交付決定取消通知書(様式第 8 号)により交付決定者に通知するものとする。

- 4 市長は、第 1 項の規定により補助金の返還を求めるときは、山梨市学生居住応援補助金返還命令書(様式第 9 号)により交付決定者に通知するものとする。

(調査等)

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して帳簿その他関係書類を調査させることができる。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

年 月 日

山梨市長 様

山梨市学生居住応援補助金交付申請書

山梨市学生居住応援補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 区 分		新規 ・ 継続 (回目)
申請者	住 所	〒
	氏 名	
	連 絡 先	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	本市転入年月日	年 月 日
就学先	学校名称	
	学科・学年	科 年
	入学年月日	年 月 日
	卒業予定年月日	年 月 日
民間賃貸借等	契約年月日	年 月 日
	申請期間	年 月 ~ 年 月 ※最大 3 カ月分まで
	同居人数	人
	家 賃	月額 円 × カ月分 = (A) 円 ※他に同居人がいる場合、申請者が実際に支払う額とする
交付申請額		_____ 円 ※(A)と 60,000 円とを比較していずれか少ない額とする ※1,000 円未満は切り捨てる
同 意 事 項		☐ 申請内容に係る必要事項の確認のため、担当職員が住民基本台帳を確認することについて同意します。

(裏面へ続く)

確認事項 ※必須	☐ 大学等への進学のために本市に転入してきた。
	☐ 民間賃貸住宅等に入居し、6 月以上継続して本市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠としている。
	☐ 家賃等の滞納がない。
	☐ 生活保護その他の民間賃貸住宅等への入居に係る公的給付を受けていない。
	☐ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が山梨市暴力団排除条例（平成 26 年条例第 26 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でない又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していない。
確認事項 ※該当ある場合に選択	☐ 地方創生活動を行っている、又は行う意思がある。
	☐ 他に家賃補助を受けている、又は受ける予定である。

添付資料

- (1) 学生証の写し
- (2) 建物賃貸借契約書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

山梨市長

山梨市学生居住応援補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった山梨市学生居住応援補助金については、次のとおり決定したので、山梨市学生居住応援補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

☐ 補助金を交付します。

交付決定額

円

☐ 申請を却下します。

理由

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

山梨市長 様

申請者 住 所 〒

氏 名
連絡先

山梨市学生居住応援補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった山梨市学生居住応援補助金について、下記のとおり交付申請を取り下げることとしたので届け出ます。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 取下げの理由

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

山梨市長 様

申請者 住 所 〒

氏 名
連絡先

山梨市学生居住応援補助金交付申請事項変更（中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった山梨市学生居住応援補助金について、下記のとおり変更（中止）したいため、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更（中止）の内容
- 2 変更（中止）の理由
- 3 その他

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

山梨市長

山梨市学生居住応援補助金交付申請事項変更（中止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった山梨市学生居住応援補助金交付申請事項変更（中止）承認申請について、下記のとおり承認（不承認）したので通知します。

記

☐ 変更を承認します。

交付決定額

円

☐ 変更を却下します。

理由

交付の条件

山梨市学生居住応援補助金交付要綱第 11 条の規定に該当した場合は、補助金の返還を求める場合があります。

年 月 日

山梨市長 様

住 所 〒

氏 名

連絡先

山梨市学生居住応援補助金実績報告書兼請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨市学生居住
応援補助金について、山梨市学生居住応援補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり
請求します。

1 請求金額 円

☐ (共同居住者とともに家賃を負担している場合) 家賃支払いに際して、家賃総額のう
ち実際に自分自身で支払った金額のみ請求しています。

2 振込先

金融機関名	銀行・農協 信金・信組	本店・支店 本所・支所
預金種目	普通(総合) ・ 当座 ・ その他 ()	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※口座名義人は、申請者及び請求者と同一としてください。

3 活動実績

参加年月日	参加内容
年 月 日	☐ 地域活性化を目的としたボランティア活動への参加 ☐ 市政に関する対話会等への参加

添付書類

- (1) 家賃支払証明書(別紙) 又は家賃の支払いの事実を証明するもの
- (2) その他市長が必要と認める書類

(別紙)

年 月 日

山梨市長 様

住 所 〒

氏 名
連 絡 先

家 賃 支 払 証 明 書

次の契約者の家賃支払い状況について、未納がないことを証明します。

1 物件名

2 契約者
住 所

氏 名

3 入居者
住 所 山梨市

氏 名

4 家賃月額 円 (管理費共益費等を除く)

5 対象期間 年 月から 年 月まで

様式第 7 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

山梨市長

山梨市学生居住応援補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった山梨市学生居住応援補助金について、
下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

- 1 交付確定額 円
- 2 その他

様式第 8 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

山梨市長

山梨市学生居住応援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった山梨市学生居住応援支援補助金について、（全部・一部）を取り消したので、下記のとおり通知します。

1 交付確定額 円

2 取消後の交付確定額 円

3 取消しの理由

様式第 9 号 (第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

山梨市長

山梨市学生居住応援補助金返還命令書

年 月 日に交付した山梨市学生居住応援補助金については、山梨市学生居住応援補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により、次のとおり返還を命じます。

1 返還の理由

2 返還する額 円

3 返還の期限 年 月 日

4 返還の方法

5 その他